

(11) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成28年1月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 兵庫県美方郡 企業

乙 岩美郡岩美町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、甲に損害賠償金12,798円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成27年9月27日

(2) 事故発生場所

岩美郡岩美町大字牧谷地内

(3) 事故の状況

和解の相手方乙が、和解の相手方甲所有の小型乗用自動車で一般国道178号から沿道の駐車場に進入しようとした際、歩道内の側溝の蓋に乗り上げ、同車両が破損したものである。